

令和 7 年 1 0 月 3 1 日
東 京 法 務 局

行政文書の誤廃棄について

東京法務局において、行政文書の誤廃棄が確認されましたので、概要等をお知らせします。

今後、このようなことがないよう再発防止を徹底してまいります。

事案の概要

本件は、東京法務局が、令和 6 年土地家屋調査士試験受験申請書のうち不合格者に関するもの（計 2, 0 2 5 件）を誤って廃棄したものです。

当該申請書には氏名、生年月日、住所等の情報が含まれています。

なお、当該文書は委託業者により溶解処分されており、個人情報の漏えいはありません。

発生原因

当該申請書は、保存期間が 1 年であったところ、段ボール箱に格納した職員が、行政文書として定められた明示方法を行わなかったことが原因で誤って廃棄されたことから、職員の行政文書の管理に関する理解が十分でなかったことが原因と考えています。

再発防止策等

行政文書及び個人情報の適切な管理に関する研修

行政文書や個人情報の管理状況の定期的な確認

行政文書として定められた明示方法の実施の徹底

※なお、個人情報の保護に関する法律第 6 8 条第 2 項に基づき、御連絡が可能な方に対しては、今後個別に通知を発出して、事案の内容を御報告するとともにお詫びさせていただきます予定です。

問合せ先

東京法務局民事行政部総務課

0 3 - 5 2 1 3 - 1 2 3 4（内線 2 3 1 5）